

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金等の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上することとしている。

退職給与引当金

法人及び大学の教職員については、期末要支給額**650,642,560円**を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の**100%**を計上している。

幼稚園の教職員については、各人について、期末要支給額**15,053,790円**より東京都私学財団の交付金相当額が不足する場合の差額を合計した額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産の本邦通貨への換算基準

外貨建資産については、取得時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文部科学省令第15条)に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表(固定資産明細表を含む。)について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

3. 減価償却額の累計額の合計額

4,726,721,831 円

4. 徴収不能引当金の合計額

一 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地	26,206,286 円
建物	924,346,576 円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

44,440,000 円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度 (平成28年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	3,989,820,000	4,157,119,000	167,299,000
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	500,000,000	496,371,000	△3,629,000
合 計	4,489,820,000	4,653,490,000	163,670,000
時価のない有価証券	—		
有価証券合計	4,489,820,000		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度 (平成28年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
債券	4,489,820,000	4,653,490,000	163,670,000
株式	—	—	—
投資信託	—	—	—
貸付信託	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	4,489,820,000	4,653,490,000	163,670,000
時価のない有価証券	—		
有価証券合計	4,489,820,000		

(2) デリバティブ取引

該当なし。

(3) 主な外貨建資産

該当なし。

(4) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当なし。

(5) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、 法人等 の名称	住所	資本金 または 出資金	事業 の 内 容 又 は 職 業	議決権 の 所 有 割 合	関係内容		取引 の 内 容	取引額	勘定科目	期末残高
						役員 の 兼任等	事業上 の 関 係				
理事長	藤井耐	—	—	—	—	—	—	日本私立学校 振興・共済事 業団からの借 入金に対する 被保証(注1)	—	—	—
理事	新津重幸	—	—	—	—	—	—	日本私立学 校振興・共済 事業団か らの借入金 に対する被 保証(注1)	—	—	—

(注1) 当法人は日本私立学校振興・共済事業団からの借入に対して債務保証を受けている。

なお、保証料の支払いは行っていない。

以上